



救済委員からのメッセージ

— 10周年を迎えて —

札幌市子どもの権利救済委員 原 敦 子

札幌市子どもアシストセンターは、平成 21 年 4 月 1 日、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）に基づき札幌市の附属機関として、条例の施行と同時に独立性をもった第三者機関として設立され活動を開始しました。

設立直後の時期に出席したある会議で、アシストセンターの両救済委員から、アシストセンターは夜間の電話相談、メール相談を行い、子ども本人から直接相談が寄せられていると聞きました。当時、夜間相談やメール相談は珍しく、また子どもが直接、電話やメールを利用して相談していることに驚きました。その上、アシストセンターが学校にも調査に出向いて調整すると聞き、子どもの権利救済に向けて進む大きな力を感じたものでした。

アシストセンターは、子どもの権利条例をうけてアシストセンター設立に関わった皆様の熱意を土台とし、この 10 年間の歴代の相談員、調査員、救済委員の活動によって成り立っています。私は平成 30 年 4 月 1 日にアシストセンターの救済委員に就任し、設立に関わった皆様、歴代の相談員、調査員、救済委員の皆様からバトンを渡された思いで、今期執務する相談員、調査員、救済委員と一体となって子どもの権利の救済にかかる活動を行って、次に繋げたいと思っています。

さて、子どもの権利条例では、アシストセンターは日々成長・発達する過程にある子どもの特性に配慮し、単に今の権利侵害の状況を解決するだけではなく、子どもが自らの力で次のステップを踏んでいけるような支援を行う機関と位置づけられています。

私は平成 30 年度、救済委員として 2 件の救済の申立てを担当しました。アシストセンターに求められている子どもの救済の取り組み方、子どもの権利の捉え方、救済の在り方など模索しながらの活動でした。

(1) 1件目は、学校内で起きた暴力被害者の事案です。

相談員は子どもと保護者に寄り添い、調査員は調整の都度、面談の内容を子どもと保護者に伝えるなどして、子どもを解決の中心にして進めました。学校も子どもとの信頼関係を回復するためにアシストセンターと調整を重ね、最後に、アシストセンターの立会で、子ども・保護者と学校長の話合いの機会をもうけました。子どもは心情を学校長に伝え、子どもの話を聞いた学校長が子どもの心情を理解して謝罪しました。その上で、今後の学校生活について、子どもに説明して終了しました。

大人が子どもの話をよく聞き、学校の協力を得て、子どもと一緒に解決を考えて支援できれば、子どもが自らの力で次のステップを踏んでいける一助になることを確認した事案であったと思います。

(2) 2件目は、幼稚園で起きた事案です。

救済の申立てがあった事案は、子どもから事情を聞くことが不相当であったため、園と保護者等から話を聞きました。子どもの状況及び園と保護者間の信頼関係が喪失していたことにより調整が不調に終わり、保護者と面談して調査結果を説明し、終了した事案です。

救済の申立ては、要件が欠ければ受理できませんし、受理しても必ずしも申立人の望む解決ができるとは限りません。その場合であっても、子ども、保護者と一緒にできることと、できないことを整理し、その現状の中で子どもにとってどのような解決が最善か一緒に考えることにより、子どもが自らの力で次のステップに進む一助になればと思っています。

2件目の救済の申立てがあったことと関連して、アシストセンターでも幼稚園、保育所で起きたいじめの相談が散見されたため、幼稚園、保育所における「いじめ」の捉え方について思い巡らせました。

幼稚園、保育所では、他の友達との間で物をめぐる対立や思いの相違によって葛藤が起り易いものです。葛藤は、その経験を通じて相手の気持ちに気付いたり、自分の思いを相手に分かってもらうために伝えることの大切さを学んだりしていくもので、幼児の発達にとって大切な学びの機会であるといわれています。それだけに、被害者となる子どもの表現が乏しいことにより、「いじめ」が単なる葛藤の一つと捉えられてしまうと、「いじめ」の事実の確認すら難しくなります。

幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、そのまま葛藤として放置されると子どもの人間形成に影響を与えることになります。子ども間のいざこざや言葉のやり取りが激しかったり、長い間続いたり、暴力を伴うものについては、「いじめ」として教師が仲立ちすることが大切になります。

特に生命や人権に関わる「いじめ」については子どもに善悪を明確に明示することが必要になりますが、大人が幼稚園、保育所内での「いじめ」を権利侵害と認識しなければ、子どもを権利侵害から護ることも、子どもの人権意識を育てることもできないのではないかと思ったところです。

上記の幼稚園、保育所における「いじめ」のほか、昨今、子どもを取り巻く環境に変化がみられ、例えば、子どもの携帯電話・スマートフォンの保有率が増加し、SNS等のコミュニティサイトのやり取りをきっかけとして生徒間のいじめが発生した、これまでになかった自画撮り被害が発生した、子どもがゲーム依存症になったなどの相談も寄せられます。また、家庭内に居場所がないと感じる子どもや、様々な要因から子育てに困難を抱える母親からの相談もあります。

今後、子どもの権利侵害のために困っている子どもが相談しやすいようにSNSによる相談の試行を行うこともその一つですが、子どもの環境の変化に対応できるような体制を検討し、子どもを支える保護者の支援、他機関との連携など、子どもの権利条例のもとで、今の子どもたちのためにできることを検討していくことが必要と思われます。

今期執務するアシストセンターの相談員、調査員、救済委員は、歴代の相談員、調査員、救済委員の後に続き、同じく、熱意をもって、子どもの権利を守るために活動していきます。